

案2 (2020.10.27)

みんなで笑顔を育むまち『やいづ』



焼津市教育大綱

やさしく つよく

いとししい

令和3年3月

はじめに



近年、我が国においては、少子高齢化や人口減少社会の到来に加え、グローバル化の進展、スマートフォンの普及による情報社会の急速な発展……、更には、新型コロナウイルス感染症の拡大や大規模自然災害などの不測の事態への備えなど、様々な対応に迫られ、正にパラダイムシフトが起きています。

このような状況の中にあっては、社会情勢の変化を的確に捉えるとともに、スピード感を持って対応できる柔軟な市政運営が必要であります。

また、更なる発展のためには、本市の先人が築き上げた歴史・文化を次世代につなげ、本市がもつ豊かな地域資源を磨き、それらを活用・連携・循環させることにより、新たな魅力を創造し、地域として成長し続けていくことが重要です。

このため、将来的な社会構造の変化を見通す視点に立ち、長期的・戦略的なビジョンとして、本市が目指すべき将来像（将来都市像）や目標を見直し、その実現に向けて市民や事業者、行政が相互に連携する中で、より「魅力あるまちづくり」を進めるため、「第6次焼津市総合計画」を平成30年3月に策定いたしました。

「まちづくり」は、市民が家庭、地域、学校、職場といったあらゆるコミュニティの中で人と人とが関わり合いながら、仕事、学業、余暇活動などに充実感をもって励むことができるとともに、先人が残してきた自然・歴史・伝統・文化を知ることによって故郷に対する愛着が深まり、全ての人々が豊かな心をもってこの地で暮らし続けられるようにしていくことです。

「まちづくりは、人づくり」であり、子どもや市民は掛け替えのない「宝」です。

そして、「教育」はその「宝」を磨き、光り輝かせる営みであるとともに、焼津市が「宝」で明るく照らされたまちであり続けるための最も大切な取組の一つであります。

「焼津市教育大綱」は、このようなことを思いながら、市全体の舵取りをする市長と、教育行政に直接に関わる教育委員会とが、地方教育行政法に基づいて設置する焼津市総合教育会議で協議し、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての根本となる方針として定めたものです。

今後、令和3年4月から令和8年3月までの5年間、この大綱を柱としながらも、その時々に見直しを図って、教育の更なる充実に取り組んでまいりますので、市民の皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月 焼津市長 中野弘道

I 目指す姿

みんなで笑顔を育むまち『やいづ』

子どもたちに笑顔が溢れば、

まちのみんなの笑顔が輝きます
だから、まちのみんなで、

子どもたちの笑顔と夢を育みます
芸術文化・スポーツを楽しめば

まちのみんなの笑顔が輝きます
だから、まちのみんなで、

芸術文化・スポーツに親しみます



家族と笑顔で…… ～愛情を受け止め、自立心を身に付ける～

子どもたちが、毎日笑顔で生活するためには、家族からの愛情が欠かせません。また、地域の方との笑顔でのあいさつやふれ合いもとても大切です。

家庭の教育力、地域の教育力の向上を図り、子どもたちが自分で考え判断し行動する「自立心」を身に付け、健やかな心と体を育みます。

友達と先生と笑顔で…… ～夢や目標を定め、主体的に学ぶ～

園・学校では、友達とお互いに認め合い磨き合う集団生活を通して、自分自身を知ることが大切です。また、先生によさを認めてもらったり、逆に課題を指摘してもらったりする中で、自分の夢や目標を描き、主体的に学ぶことも重要なことです。

子どもたちが、安全に安心して学びが充実する環境、先生が笑顔で子どもたちに向き合うことができる環境を整えます。

やいづで笑顔いっぱい…… ～焼津のよさを見つけ、未来を描く～



自分が住むまち「やいづ」を学び、深く知ることが、将来について考え、夢や目標をもって生活することにつながります。

温暖な気候、海・山・川に恵まれた豊かな自然、富士山を望む美しい景観、交通の利便性、歴史や伝統・文化等、やいづのルーツを学び、郷土を誇りに思う教育を目指します。また、文化や芸術、スポーツなどに親しんだり、競技スポーツに力を注いだりする市民を応援し、一人一人の笑顔が輝くための場を大切にします。

Ⅱ 基本理念

優しく、強く、愛しい人づくり

- つまづいても、失敗しても、あるいは壁にぶつかっても、負けないで粘り強く立ち向かう「たくましい強さ」をもった人。
- 時代の変化に対応できる柔軟さ、あるいは苦しい体験や辛い思いをしたときに折れることなく、それらをよい経験としてポジティブに受け止めるなどの「柔軟な強さ」をもった人。
- 他者の立場を理解し認め、他者の考えを受け入れる「優しさ」をもった人。他者との協調や協働を大切にし、「和の心」をもった人。
- 人から愛され、信頼される「愛しい人」。

これからの時代を生き抜き、輝いていくためには、自分自身を知り、世の中の多くのことに興味や関心をもって積極的に挑戦する姿勢が大切です。そして、その挑戦の過程で生じる困難やつまづき・失敗がとても大切な経験となります。目の前の壁に自らの力で立ち向かい、たとえ乗り越えられなくても挑戦した経験があつてこそ、真の強さや優しさを身に付け、人から愛され信頼される愛しい人へと成長するのです。

だから、私たちは、まちのみんなで「優しく、強く、愛しい人」を目指します。



そこで、本市では……

- 家庭や地域においては、子どもたちが様々な経験をし、たとえそれが苦勞であっても、温かく見守りながら励ます姿勢を大切にす意識の醸成を図るなど、家庭や地域の教育力の向上に努めます。
- 乳幼児教育、学校教育においては、「子どもの言動を決定づけたリ、制限したりする教師からの指示は極力控え、たとえ失敗しても子どもが自ら判断し、自ら動き出すように意図的に働きかける指導」を積み重ねるよう努めます。
- まちのみんなが、芸術文化、スポーツなど、様々な活動に積極的にチャレンジする機会の充実に努めます。

Ⅲ 基本方針

みんなで笑顔を育むまち『やいび』

優しく、強く、愛しい人づくり

1 子ども・子育て支援の充実

- (1) 乳幼児の教育・保育の質の確保と向上
- (2) 配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実
- (3) 子育てを社会全体で支える環境づくり

2 学校教育の充実

- (1) 主体的、協働的な学びを通して、子どもに生きる力（確かな学力、豊かな感性、健やかな体）を身に付ける学校教育の推進
- (2) 教職員の資質・能力の向上
- (3) 安全・安心で、豊かな学びが実現する施設・設備の充実

3 生涯学習の推進

- (1) 生涯学習の機会の充実、学びが循環する体制の構築
- (2) 生涯学習施設・設備の充実
- (3) 地域の教育力の向上

4 芸術文化と歴史伝統のまちづくり

- (1) 芸術文化の振興
- (2) 伝統文化の保護・活用・継承
- (3) 郷土愛を育む地域教育の充実

5 スポーツの振興

- (1) スポーツ参加機会の創出
- (2) 青少年スポーツ活動の充実
- (3) 安全・安心で、快適なスポーツ施設・設備の充実



1 子ども・子育て支援の充実

(1) 乳幼児の教育・保育の質の確保と向上

一人一人の子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、乳幼児の教育・保育の質の確保と向上に取り組めます。また、幼稚園・保育所（園）と小学校との連携を深めることで、連続性と一貫性をもった学びの実現を目指します。



(2) 配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実

すべての子どもが明るい笑顔で生きていくために、その子にとって「最善の利益」が確保できるよう、貧困、障害、虐待など特別な支援を必要とする子どもや家庭に対して総合的な支援体制の整備を図ります。

(3) 子育てを社会全体で支える環境づくり

子どもが健やかに成長するためには、保護者が我が子の成長に喜びや生きがいを感じて、日々子どもと向き合うことが何より大切です。そのために、社会全体で子育て家庭に寄り添い支える「子育て支援」に取り組み、家庭の教育力の向上を図ります。

2 学校教育の充実

(1) 主体的、協働的な学びを通して、子どもに生きる力（確かな学力、豊かな感性、健やかな体）を身に付ける学校教育の推進

子どもたちが「生きる力」を身に付けるためには、子どもにとって魅力ある授業を実現することが何より大切です。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、日々の授業改善を推進します。また、子どもたちが、つまずきや失敗も含め様々な体験を積むことができるよう、行事などでも子どもたちの個性を生かし主体的で協働的な取組を大切にすることで、子どもたちの真の笑顔につなげます。

(2) 教職員の資質・能力の向上

子どもたちが、笑顔で生き生きと学校生活を過ごすためには、教職員の資質・能力の向上が欠かせません。教職経験年数や職務に応じた研修の充実を図るとともに、教職員が自ら進んで研修に取り組む環境整備を図ります。



(3) 安全・安心で、豊かな学びが実現する施設・設備の充実

子どもたちが安全に、安心して笑顔で学校生活を過ごすとともに、豊かな学びが実現することができるよう、小中学校の施設・設備の充実を図ります。

3 生涯学習の推進

(1) 生涯学習の機会の充実、学びが循環する体制の構築

誰もが、生き生きと学べる学習機会の提供、科学や図書に親しむ機会の充実など、笑顔溢れる生涯学習の環境づくりを推進します。また、身に付けた知識・技能等を地域の活動や園・学校の学習などにつなげるような学びが循環する体制を構築します。



(2) 生涯学習施設・設備の充実

学習の拠点として生涯学習施設の整備・改修及び機器の更新など、施設・設備の充実を図ります。

(3) 地域の教育力の向上

家庭と地域と学校が共に手を取り合い、地域ぐるみで、子どもたちの豊かな学びと確かな育ちを支援します。そのために、三者が連携を深めながら、地域全体の教育力の向上を促進します。

4 芸術文化と歴史伝統のまちづくり

(1) 芸術文化の振興

芸術文化の活動拠点となる公共施設では、施設の特性や地域性を生かした企画運営を行うなど、良質な芸術文化に触れ、楽しみながら活動する機会を提供します。

(2) 伝統文化の保護・活用・継承

文化財を地域の歴史的資源としてとらえて保護するとともに、積極的な活用を進め、古きよき焼津を次世代に伝えていきます。また、文化遺産所有者や伝統文化継承団体が、保護・継承に取り組めるよう積極的に支援します。

(3) 郷土愛を育む地域教育の充実

誰もが郷土への愛着と誇りを持てるように、歴史や文化、自然、科学などの地域資源を生かした体験型学習を提供し、笑顔いっぱいの未来につなげるよう取り組みます。



5 スポーツの振興

(1) スポーツ参加機会の創出

いつでも誰もが、笑顔でスポーツに親しむことができるよう、気軽に参加できる体験会や教室などの各種イベントを開催し、スポーツに取り組める機会を提供します。

(2) 青少年スポーツ活動の充実

体力向上、人材育成を目的として活動するスポーツ少年団などのスポーツ団体を支援していくとともに、国際的なスポーツを通じた交流を推進し、世界に羽ばたく青少年の育成に努めます。

(3) 安全・安心で、快適なスポーツ施設・設備の充実

スポーツ施設において、安全安心で笑顔溢れる活動ができるよう、施設の計画的な修繕・再整備を行うとともに、更なる利便性の向上と効率的な運営を推進します。

IV 教育大綱の推進

1 教育大綱を実現するための施策

教育大綱の実現を図るため、「焼津市子ども・子育て支援事業計画」を始めとした焼津市総合計画の分野別計画や「焼津未来創生総合戦略」などの特定課題に対する施策と相互連携しながら、様々な施策を展開していきます。

2 教育大綱の期間

本教育大綱の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。ただし、期間中であっても参酌すべき国の教育振興基本計画や整合を図るべき焼津市総合計画に大幅な変更があったときは、この教育大綱を見直すものとします。

3 重点的施策等

重点的に取り組む施策については、毎年度教育委員会が「焼津市教育重点施策」として定めます。また、特に重点的に講ずべき施策については、焼津市総合教育会議を通して、その方向性を市長と教育委員会が協議し推進していきます。

4 教育大綱の推進体制

基本方針に掲げた施策については、焼津市行政評価システムにより、定期的な達成状況の把握、必要な改善を行い、教育大綱の確実な推進を図っていきます。

